

令和5年4月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和5年4月26日

| 決 | | | 裁 | |
|----|----|----|---|----|
| 会長 | 局長 | 係長 | 係 | 担当 |
| | | | | |

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和5年4月26日(水) 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

| | | | | | |
|-------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 会 長 : | 1 番 : | 松村 孝市 | 会長代理 : | 2 番 : | 榎本 太 |
| 委 員 : | 3 番 : | 本間 浩 | 委 員 : | 4 番 : | 南波 雅子 |
| 委 員 : | 5 番 : | 澁谷 和幸 | 委 員 : | 6 番 : | 柳澤 兵庫 |
| 委 員 : | 7 番 : | 田村 信秀 | 委 員 : | 8 番 : | 西奈美 公平 |
| 委 員 : | 9 番 : | 藤村 信広 | 委 員 : | 10 番 : | 忠 貞夫 |
| 委 員 : | 11 番 : | 川上 勝之 | 委 員 : | 12 番 : | 今井 輝子 |
| 委 員 : | 13 番 : | 馬場 勝 | 委 員 : | 14 番 : | 安城 守英 |

農地利用最適化推進委員(8人)

| | | | | | | | |
|-------|------|--------|------|-------|------|--------|--------|
| 委 員 : | 中条 : | 15 番 : | 佐藤 隆 | 委 員 : | 中条 : | 16 番 : | 高橋 一栄 |
| 委 員 : | 乙 : | 17 番 : | 小泉 正 | 委 員 : | 乙 : | 18 番 : | 石栗 博美 |
| 委 員 : | 築地 : | 19 番 : | 小熊 威 | 委 員 : | 築地 : | 20 番 : | 浮須 宗之 |
| 委 員 : | 黒川 : | 21 番 : | 今井 明 | 委 員 : | 黒川 : | 22 番 : | 片野 賀津雄 |

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 令和5年度胎内市農業委員会事業計画(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤利勝、参事：高橋知也、主任：奥村亮、主任：三浦慶子

7 会議の概要

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>ただ今から、令和5年4月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、5番澁谷和幸委員、6番柳澤兵庫委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、3月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>3月27日、胎内市農業再生協議会総会が市役所2階大会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>4月18日、4月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様にご覧いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が1件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により高野茨島地内の畑について贈与するもので、面積は356㎡であります。</p> <p>この農地は、隣接する家屋の売買の際に、譲渡人から畑の贈与も要望されたものであり、営農計画ではスイカやナスなど自家消費野菜を栽培予定です。また、都市計画用途地域内で地域計画等に支障となる箇所ではありません。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第1号議案の事前審査結果について、11番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いいたします。</p> |
| 11番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る4月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班の委員5名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。 以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認めます。 よって、第 1 号議案は許可することに決定いたしました。 次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第 2 号議案をご説明いたします。 議案書 2 ページをお願いします。 第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件、住宅建築のための事業計画変更が 1 件の、計 2 件であります。 1 番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は 342 m²、建築面積は 219.18 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。 2 番の案件は、都市計画用途地域である西本町地内の休耕田において、住宅建築のための事業計画変更であります。当初計画者が平成 13 年に住宅・車庫建築の目的で転用許可申請し所有者名義を変更しましたが、都内に住宅を所有していたこともあり、申請地はそのままとなっております。その後、計画を変更して住宅を建築することとなったため事業計画変更を行うものであります。申請面積は 522 m²であります。 第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 議案書 2 ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第 2 号議案の事前審査結果について、11 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 11 番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件、住宅建築のための事業計画変更が 1 件の、計 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案について県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、新地目を山林及び雑種地とするものであります。</p> <p>1 番の案件は、長橋地内の畑において、昭和 40 年頃より長年耕作していない状態でありました。</p> <p>申請者からの相談を受け、これまでの経緯の確認・現地調査などにより、山林及び雑種地となり農地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」により「非農地」として取り扱うこととしたいため、ご提案するものであります。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第 3 号議案の事前審査結果について、11 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 11 番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>第3号議案は、新地目を山林及び雑種地とするものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では申請のとおり相違ないことを確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> |
| 2番 | <p>新地目の山林と雑種地の違いとはどういう風に分けるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>地目の分け方でございますが、法務局の地目の区分に則りまして、山林としましては既に畑の様相を呈しておらず木々雑木が生えている状況でございます。また雑種地につきましては、一度畑となったところに竹が生えたり、過去にブドウが植えられたような棚があったりと人の手が加わった跡があって、現在は放置してあったということで、山林でもなく、原野としても人の手が加わっているという状況である、という所から今回雑種地という判断をさせていただきました。</p> |
| 2番 | <p>それは3筆あるうちの何筆ですか、筆ごとに分けないのでか。</p> |
| 事務局 | <p>〇〇番地、一番下の地番が雑種地となります。残りは山林となります。</p> |
| 2番 | <p>わかりました。</p> |
| 事務局 | <p>普段であれば山林とか雑種地とか。</p> |
| 2番 | <p>税金とか関係してくるの。</p> |
| 事務局 | <p>ほぼ同じだと思います。</p> |
| 議長 | <p>今ほど〇〇委員から質問がありましたけれども、一筆ごとに新地目について追記するようにいたします。</p> <p>他にありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第4号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から19番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが7件、耕作不便により賃借権を新規に設定するものが1件、新規就農により賃借権を新規に設定するものが1件、労力不足により賃借権を再設定するものが9件の、計19件であります。</p> <p>1番は、中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、12,000円であります。</p> <p>2番から5番は、労力不足により認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は22,000円から10,000円であります。</p> <p>議案書5ページをお願いします。</p> <p>6番から8番は、労力不足により認定農業者に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円、またはコシヒカリ90kgから50kgであります。</p> <p>9番は、耕作不便により農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は4,900円であります。</p> <p>10番は、新規就農により認定就農者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円であります。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>11番から15番は、労力不足により農業者に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は27,400円から14,700円あります。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>16番から19番は、労力不足により農業者に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は11,500円から3,400円、またはコシヒカリ49kgであります。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から19番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第4号議案の利用権設定の1番から19番の事前審査結果について、11番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 11番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から19番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが7件、耕作不便に</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>より賃借権を新規に設定するものが1件、新規就農により賃借権を新規に設定するものが1件、労力不足により賃借権を再設定するものが9件の、計19件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第4号議案の利用権設定の1番から19番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> |
| 10番 | <p>11番、12番についてですけれども、賃借料の件ですが括弧が前回の額ということですがけれども、昨今の農業情勢が大変な時に値上げしているから何か理由があるのでしたらお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>こちらにつきましては、総額それぞれいくらで借りていたものを面積当たりで割ったものが10a当たりでとなりますので、それぞれ条件の違いはあると思いますが、面積で割ったものという事で確認しております。</p> |
| 10番 | <p>わかりました。</p> |
| 議長 | <p>他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から19番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の利用権設定の1番から19番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権設定の20番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第4号議案の利用権設定の20番をご説明いたします。</p> <p>20番は、労力不足により認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円であります。</p> <p>第4号議案の利用権設定の20番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たし</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>ているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第 4 号議案の利用権設定の 20 番の事前審査結果について、11 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 11 番 | <p>それでは、ご報告いたします。 第 4 号議案の利用権設定の 20 番は、労力不足により賃借権を新規に設定するもの あります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断 いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。 以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定の 20 番について、事務局及び事前審査委員長から 説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたし ます。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 4 号議案の利用権設定の 20 番について、事前審査委員長報告のとおり承認するこ とに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p> |
| 議長 | <p>第 4 号議案の利用権設定の 20 番については、承認することに決定いたしました。 次に、第 4 号議案の利用権設定の 21 番から 23 番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限によ り、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第 4 号議案の利用権設定の 21 番から 23 番をご説明いたします。 議案書 8 ページをお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>21番と22番は、労力不足により認定農業者に6年間から8年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ63kgであります。</p> <p>23番は、労力不足により認定農業者に3年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>第4号議案の利用権設定の21番から23番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第4号議案の利用権設定の21番から23番の事前審査結果について、11番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 11番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の21番から23番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが2件、使用賃借権を新規に設定するものが1件の、計3件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第4号議案の利用権設定の21番から23番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の21番から23番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p> |
| 議長 | <p>第4号議案の利用権設定の21番から23番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権設定の24番から28番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> |

| | |
|-----|---|
| | (議事参与委員・退室) |
| 議長 | それでは、事務局説明願います。 |
| 事務局 | <p>第4号議案の利用権設定の24番から28番をご説明いたします。</p> <p>24番と25番は、労力不足により認定農業者に3年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,000円から21,500円であります。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>26番から28番は、労力不足により認定農業者等に3年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,300円から10,000円、またはコシヒカリ79kgであります。</p> <p>第4号議案の利用権設定の24番から28番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | 第4号議案の利用権設定の24番から28番の事前審査結果について、11番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。 |
| 11番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の24番から28番は、労力不足により賃借権を再設定するものが5件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | ただ今、第4号議案の利用権設定の24番から28番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。 |
| | (質疑・なしの声) |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の24番から28番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> |
| | (農業委員：挙手) |
| 議長 | <p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> |
| | (議事参与委員・入室) |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>第 4 号議案の利用権設定の 24 番から 28 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 5 号議案「令和 5 年度胎内市農業委員会事業計画(案)について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第 5 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 10 ページをお願いします。</p> <p>第 5 号議案は、毎年度当初において農業委員会の事業計画を定めるもので、ホームページで公表されるものであります。</p> <p>事業計画の内容につきましては、これまでの事業計画を概ね承継しておりますが、改正基盤強化法に位置づけられている地域計画を踏まえた計画となっております。</p> <p>変更点といたしましては、議案書 11 ページをお願いします。</p> <p>中ほどの、(7)地域計画による農地利用の最適化の推進では、①地域計画における目標地図作成に向けた取組の推進、②地域計画策定・実施・見直しの継続的な取組、③担い手への利用集積・集約化等の取組の 3 つを追加しており、今年度の目標地図の素案作成を始めとして、地域計画において農業委員会が取組む役割や推進内容を記載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第 5 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 5 号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 5 号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和 5 年 4 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p> |

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和5年4月26日

議 長 _____

5 番 _____

6 番 _____